

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
藤沢市教育委員会事務局組織等規則を次のように改正する。

2017年（平成29年）2月8日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2017年（平成29年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、平成29年度組織改正に伴う教育部の分掌事務の変更等、関係規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

教育委員長

小 竹 伊 津 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表学校教育企画課の項を削る。

第4条教育総務課の分掌事務第1号中「総合調整」を「策定に関すること。」に改め、同分掌事務中第20号を第27号とし、第19号の次に次の7号を加える。

- ㉑ 給付型奨学金に関すること。
- ㉒ 教育政策の企画及び推進に関すること。
- ㉓ 教育委員会の点検・評価に関すること。
- ㉔ 学校支援並びに家庭及び地域連携に関すること。
- ㉕ 八ヶ岳野外体験教室に関すること。
- ㉖ 指定管理者に対する運営指導
- ㉗ 学校の情報処理システムの運用管理

第4条「学校教育企画課」及びその分掌事務を削り、同条教育指導課の分掌事務中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 教育文化センターに関すること。

別表第2固有事務決裁表教育総務課の項文書の処理の項の次に次のように加える。

教育政策	教育振興基本計画の策定	教育長	生涯学習総務課	
	点検・評価報告書の作成	教育長	生涯学習総務課	
学校支援	学校支援並びに家庭及び地域連携	課長		

八ヶ岳野外体験教室	八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画及び指導計画の作成	課長		
	八ヶ岳野外体験教室の管理運営	課長		
	指定管理者に対する運営指導	部長		
学校情報処理	学校情報処理システムの運用管理	課長		

別表第2固有事務決裁表学校教育企画課の項を削り、同表教育指導課の項特別支援教育の項の次に次のように加える。

教育文化センター	教育文化センター運営計画の策定	部長		
	教育史編さん事業計画の策定	部長		
	藤沢の自然編さん事業計画の策定	部長		
	研究及び研修の事業計画の作成	部長		
	教育史の編集	課長		
	出版物の編集及び発行	課長		
	研究及び研修の事業の実施	課長		
	教育情報の収集及び提供	課長		

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正)
- 藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則(昭和63年藤沢市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「学校教育企画課」を「教育総務課」に改める。
別表第2中「学校教育企画課」を「教育総務課」に改める。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市教育委員会事務局組織等規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月3日 教委規則第3号</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>【第3条第1項の表 参照】</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の基本計画の<u>策定に関すること。</u> (2) 教育委員会における事務事業の調査，企画並びに進行管理の総括 (3) 教育委員会における事務量の測定及び職員定数の管理 (4) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免，分限，賞罰及び給与に関すること。 (5) 教育委員会の職員の身分及び服務に関すること。 (6) 教育委員会の職員の配置換えの調整 (7) 教育委員会の職員の人事評価・意向調査に関する調整 	<p>○藤沢市教育委員会事務局組織等規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月3日 教委規則第3号</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>【第3条第1項の表 参照】</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の基本計画の<u>総合調整</u> (2) 教育委員会における事務事業の調査，企画並びに進行管理の総括 (3) 教育委員会における事務量の測定及び職員定数の管理 (4) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免，分限，賞罰及び給与に関すること。 (5) 教育委員会の職員の身分及び服務に関すること。 (6) 教育委員会の職員の配置換えの調整 (7) 教育委員会の職員の人事評価・意向調査に関する調整

- (8) 教育委員会における予算の編成及び配当，予算の執行管理並びに決算状況の把握
- (9) 教育委員会の交際，儀礼及び表彰に関すること。
- (10) 規則案，規程案等の審査
- (11) 公告式に関すること。
- (12) 公印の管理
- (13) 学校用務員の研修に関すること。
- (14) 学校用務業務の運営及び指導に関すること。
- (15) 生涯学習に関すること。
- (16) 教育委員会における他課に属しない事務
- (17) 災害対策本部の指示による教育委員会に係る業務
- (18) 教育部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 学校施設管理員に関すること。
- (20) 給付型奨学金に関すること。
- (21) 教育政策の企画及び推進に関すること。
- (22) 教育委員会の点検・評価に関すること。
- (23) 学校支援並びに家庭及び地域連携に関すること。
- (24) 八ヶ岳野外体験教室に関すること。
- (25) 指定管理者に対する運営指導
- (26) 学校の情報処理システムの運用管理

- (8) 教育委員会における予算の編成及び配当，予算の執行管理並びに決算状況の把握
- (9) 教育委員会の交際，儀礼及び表彰に関すること。
- (10) 規則案，規程案等の審査
- (11) 公告式に関すること。
- (12) 公印の管理
- (13) 学校用務員の研修に関すること。
- (14) 学校用務業務の運営及び指導に関すること。
- (15) 生涯学習に関すること。
- (16) 教育委員会における他課に属しない事務
- (17) 災害対策本部の指示による教育委員会に係る業務
- (18) 教育部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 学校施設管理員に関すること。

(27) 教育委員会の庶務

教育指導課

- (1) 学校経営の指導助言に関する事。
- (2) 教員の研修に関する事。
- (3) 教育課程，学習指導及び進路指導に関する事。
- (4) 教科書，その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関する事。
- (5) 教育資料に関する事。
- (6) 特別支援教育に関する事。
- (7) 教科用図書採択審議委員会の庶務
- (8) 教育文化センターに関する事。
- (9) 学校教育相談センターに関する事。

(20) 教育委員会の庶務

学校教育企画課

- (1) 教育政策の企画及び推進に関する事。
- (2) 教育計画に関する事。
- (3) 教育委員会の点検・評価に関する事。
- (4) 学校支援並びに家庭及び地域連携に関する事。
- (5) 教育文化センターに関する事。
- (6) 八ヶ岳野外体験教室に関する事。
- (7) 指定管理者に対する運営指導
- (8) 学校の情報処理システムの運用管理

教育指導課

- (1) 学校経営の指導助言に関する事。
- (2) 教員の研修に関する事。
- (3) 教育課程，学習指導及び進路指導に関する事。
- (4) 教科書，その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関する事。
- (5) 教育資料に関する事。
- (6) 特別支援教育に関する事。
- (7) 教科用図書採択審議委員会の庶務
- (8) 学校教育相談センターに関する事。

- (10) 幼児教育との連携に関すること。
- (11) 学校評価に関すること。
- (12) いじめ防止対策に関すること。
- (13) 中学校学習支援事業に関すること。
- (14) 学校支援ボランティアに関すること。

学務保健課

- (1) 学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関すること。
- (2) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (3) 通学区域の設定及び改廃
- (4) 学級編制に関すること。
- (5) 県費負担教職員の服務及び人事の内申
- (6) 県費負担教職員の安全衛生に関すること。
- (7) 県費負担教職員の福利厚生に関すること。
- (8) 学校保健及び学校安全の管理及び指導に関すること。
- (9) 児童及び生徒の事故措置
- (10) 学校保健及び学校安全の各種行事及び研修に関すること。
- (11) 学校保健及び学校安全の調査及び統計に関すること。
- (12) 就学時健康診断並びに児童及び生徒の健康診断に関すること。
- (13) 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (14) 学校保健会に関すること。

- (9) 幼児教育との連携に関すること。
- (10) 学校評価に関すること。
- (11) いじめ防止対策に関すること。
- (12) 中学校学習支援事業に関すること。
- (13) 学校支援ボランティアに関すること。

学務保健課

- (1) 学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関すること。
- (2) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (3) 通学区域の設定及び改廃
- (4) 学級編制に関すること。
- (5) 県費負担教職員の服務及び人事の内申
- (6) 県費負担教職員の安全衛生に関すること。
- (7) 県費負担教職員の福利厚生に関すること。
- (8) 学校保健及び学校安全の管理及び指導に関すること。
- (9) 児童及び生徒の事故措置
- (10) 学校保健及び学校安全の各種行事及び研修に関すること。
- (11) 学校保健及び学校安全の調査及び統計に関すること。
- (12) 就学時健康診断並びに児童及び生徒の健康診断に関すること。
- (13) 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (14) 学校保健会に関すること。

学校給食課

- (1) 栄養士及び学校給食調理員の研修に関する事。
- (2) 学校給食の企画、運営及び指導に関する事。
- (3) 学校給食の用に供する施設の運営管理
- (4) 学校給食会に関する事。

学校施設課

- (1) 学校教育施設の改築等基本計画及び施設整備計画の策定
- (2) 学校教育施設等(給食調理施設を除く。)の国庫等補助及び財産処分の申請に関する事。
- (3) 学校教育財産の取得の申出及び処分に関する事。
- (4) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理及び使用に関する事。
- (5) 教育財産の災害共済に関する事。

(平成25教委規則4・全改, 平成26教委規則2・平成26教委規則1・平成27教委規則8・平成28教委規則5・一部改正)

(事務決裁に関する藤沢市事務決裁規程の適用)

第8条 教育委員会の事務決裁については、藤沢市事務決裁規程(昭和63年藤沢市訓令甲第5号)の例による。

(平成25教委規則4・旧第9条繰上)

(専決事項)

学校給食課

- (1) 栄養士及び学校給食調理員の研修に関する事。
- (2) 学校給食の企画、運営及び指導に関する事。
- (3) 学校給食の用に供する施設の運営管理
- (4) 学校給食会に関する事。

学校施設課

- (1) 学校教育施設の改築等基本計画及び施設整備計画の策定
- (2) 学校教育施設等(給食調理施設を除く。)の国庫等補助及び財産処分の申請に関する事。
- (3) 学校教育財産の取得の申出及び処分に関する事。
- (4) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理及び使用に関する事。
- (5) 教育財産の災害共済に関する事。

(平成25教委規則4・全改, 平成26教委規則2・平成26教委規則1・平成27教委規則8・平成28教委規則5・一部改正)

(事務決裁に関する藤沢市事務決裁規程の適用)

第8条 教育委員会の事務決裁については、藤沢市事務決裁規程(昭和63年藤沢市訓令甲第5号)の例による。

(平成25教委規則4・旧第9条繰上)

(専決事項)

第9条 前条の規定にかかわらず，教育長及び決裁責任者の決裁及び専決事項は，別表第2のとおりとする。

(平成25教委規則4・旧第10条繰上・一部改正)

第9条 前条の規定にかかわらず，教育長及び決裁責任者の決裁及び専決事項は，別表第2のとおりとする。

(平成25教委規則4・旧第10条繰上・一部改正)

第3条第1項の表

改正後（案）

教育部	教育総務課
	教育指導課
	学務保健課
	学校給食課
	学校施設課

現行

教育部	教育総務課
	学校教育企画課
	教育指導課
	学務保健課
	学校給食課
	学校施設課

別表第2（第9条関係）

固有事務決裁表

改正後（案）

課名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考	
教育総務課	人事計画	教育委員会職員の採用計画の実施	部長	職員課		
	教育委員会職員の任免，分限，賞罰等	職員の任免	上級主査以下の職員	教育長	職員課	
		職員の休職又は復職の決定	上級主査以下の職員	教育長	職員課	
		嘱託の任免		教育長	職員課	
		臨時職員の任用		課長		
		育児休業，介護休暇及びボランティア休暇の決定		部長	職員課	
		職員のき章の交付，職員の身分証明書の発行，身上諸届の受理等		課長		
	共済	共済組合事務一般	課長			
	文書の処理	公印の新調，改刻，廃止	部長			
		公印整理及び専用印以外の管守(所定職員に専決させる。)	課長			
	教育政策	教育振興基本計画の策定	教育長	生涯学習総務課		
		点検・評価報告書の作成	教育長	生涯学習総務課		
	学校支援	学校支援並びに家庭及び地域連携	課長			
	八ヶ岳野外体験教室	八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画及び指導計画の作成	課長			
八ヶ岳野外体験教室の管理運営		課長				

		指定管理者に対する運営指導	部長		
	学校情報処理	学校情報処理システムの運用管理	課長		
	庶務	事務量の測定及び職員定数の管理	部長		
		事務事業の調査，企画並びに進行管理の総括	課長		
		経常的経費に係る予算の編成及び配当，予算の執行管理並びに決算状況の把握	課長		
教育指導課	学校教育指導	学校教育指導計画の策定	部長		
		学校教育指導の実施	課長		
		教員の研修・研究	課長		
	特別支援教育	障がい児の就学指導	課長		
	教育文化センター	教育文化センター運営計画の策定	部長		
		教育史編さん事業計画の策定	部長		
		藤沢の自然編さん事業計画の策定	部長		
		研究及び研修の事業計画の作成	部長		
		教育史の編集	課長		
		出版物の編集及び発行	課長		
		研究及び研修の事業の実施	課長		
		教育情報の収集及び提供	課長		
	学校教育相談センター	学校教育相談センター運営計画の策定	部長		
		相談支援教室の管理運営	課長		

		教育相談事業全般	課長		
	いじめ防止対策	いじめ防止対策の実施	課長		
学務保健課	就学	就学義務の猶予及び免除	教育長	教育指導課	
		学級編成	教育長		
		児童及び生徒の就学援助の認定	部長		
		児童及び生徒の特別支援就学奨励の認定	部長		
		児童及び生徒の就学事務(就学義務の猶予及び免除を除く。)	課長		
	県費負担教職員の人事管理	県費負担教職員の人事計画	教育長		
		休職の内申	教育長		
		長期研修, 内地留学, 大学院派遣, 在外教育施設派遣等の推薦	教育長		
		昇任, 昇格, 昇給の内申	教育長		
		勤務評定	教育長		
		事故報告	教育長		
		復職, 育児休業の内申	部長		
		管理職の研修計画	部長		
		県費負担教職員の福利厚生等	部長		
臨時的職員, 非常勤職員の任用内申	課長				
公務災害に係る申請手続	課長				

		免許状等申請手続	課長		
	市費講師の人事管理	市費講師の任用計画	部長		
	職員団体	職員団体に関する事項	部長		
	学校保健及び学校安全	藤沢市学校事故措置条例(昭和49年藤沢市条例第18号)に基づく見舞金等の支給	教育長		
		児童及び生徒の健康診断の実施	課長		
		独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入及び請求	課長		
		就学時の健康診断の実施	課長		
学校給食課	学校給食	学校給食に係る事業計画の策定	部長		
		学校給食の運営及び指導	課長		
		学校給食の施設管理	課長		
学校施設課	学校教育施設	学校教育施設の改築及び増築計画の策定	部長		
	国庫補助	学校教育施設(給食調理施設を除く。)の国庫補助及び財産処分の申請, 報告	教育長		
	学校教育財産の管理	学校教育財産(土地及び1件20,000千円以上の財産を除く。)の取得の申出	教育長		
		目的外使用	部長		
		学校施設の使用許可	課長		

現行

課名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考	
教育総務課	人事計画	教育委員会職員の採用計画の実施	部長	職員課		
	教育委員会職員の任免，分限，賞罰等	職員の任免	上級主査以下の職員	教育長	職員課	
		職員の休職又は復職の決定	上級主査以下の職員	教育長	職員課	
		嘱託の任免		教育長	職員課	
		臨時職員の任用		課長		
		育児休業，介護休暇及びボランティア休暇の決定		部長	職員課	
		職員のき章の交付，職員の身分証明書の発行，身上諸届の受理等		課長		
	共済	共済組合事務一般	課長			
	文書の処理	公印の新調，改刻，廃止	部長			
		公印整理及び専用印以外の管守(所定職員に専決させる。)	課長			
	庶務	事務量の測定及び職員定数の管理	部長			
		事務事業の調査，企画並びに進行管理の総括	課長			
		経常的経費に係る予算の編成及び配当，予算の執行管理並びに決算状況の把握	課長			
学校教育企画課	教育政策	教育振興基本計画の策定	教育長	教育総務課		
				生涯学習総務課		
		点検・評価報告書の作成	教育長	教育総務課		

			生涯学習総務課	
	学校支援	学校支援並びに家庭及び地域連携	課長	
	教育文化センター	教育文化センター運営計画の策定	部長	
		教育史編さん事業計画の策定	部長	
		藤沢の自然編さん事業計画の策定	部長	
		研究及び研修の事業計画の作成	部長	
		教育史の編集	課長	
		出版物の編集及び発行	課長	
		研究及び研修の事業の実施	課長	
		教育情報の収集及び提供	課長	
	八ヶ岳野外体験教室	八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画、指導計画の作成	課長	
		八ヶ岳野外体験教室の管理運営	課長	
		指定管理者に対する運営指導	部長	
	学校情報処理	学校情報処理システムの運用管理	課長	
教育指導課	学校教育指導	学校教育指導計画の策定	部長	
		学校教育指導の実施	課長	
		教員の研修・研究	課長	
	特別支援教育	障がい児の就学指導	課長	
	学校教育相談センター	学校教育相談センター運営計画の策定	部長	
		相談支援教室の管理運営	課長	

		教育相談事業全般	課長		
	いじめ防止対策	いじめ防止対策の実施	課長		
学務保健課	就学	就学義務の猶予及び免除	教育長	教育指導課	
		学級編成	教育長		
		児童及び生徒の就学援助の認定	部長		
		児童及び生徒の特別支援就学奨励の認定	部長		
		児童及び生徒の就学事務(就学義務の猶予及び免除を除く。)	課長		
	県費負担教職員の人事管理	県費負担教職員の人事計画	教育長		
		休職の内申	教育長		
		長期研修, 内地留学, 大学院派遣, 在外教育施設派遣等の推薦	教育長		
		昇任, 昇格, 昇給の内申	教育長		
		勤務評定	教育長		
		事故報告	教育長		
		復職, 育児休業の内申	部長		
		管理職の研修計画	部長		
		県費負担教職員の福利厚生等	部長		
臨時的職員, 非常勤職員の任用内申	課長				
公務災害に係る申請手続	課長				

		免許状等申請手続	課長		
	市費講師の人事管理	市費講師の任用計画	部長		
	職員団体	職員団体に関する事項	部長		
	学校保健及び学校安全	藤沢市学校事故措置条例(昭和49年藤沢市条例第18号)に基づく見舞金等の支給	教育長		
		児童及び生徒の健康診断の実施	課長		
		独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入及び請求	課長		
		就学時の健康診断の実施	課長		
学校給食課	学校給食	学校給食に係る事業計画の策定	部長		
		学校給食の運営及び指導	課長		
		学校給食の施設管理	課長		
学校施設課	学校教育施設	学校教育施設の改築及び増築計画の策定	部長		
	国庫補助	学校教育施設(給食調理施設を除く。)の国庫補助及び財産処分の申請, 報告	教育長		
	学校教育財産の管理	学校教育財産(土地及び1件20,000千円以上の財産を除く。)の取得の申出	教育長		
		目的外使用	部長		
		学校施設の使用許可	課長		

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則(昭和63年教育委員会規則第7号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和63年3月31日 教委規則第7号</p> <p>（事務局における職）</p> <p>第4条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第3条第1項に規定する機関をいう。)の部に部長を、課に課長を、<u>教育総務課</u>及び教育指導課に指導主事を置く。</p> <p>2 必要により、事務局に教育次長を、部及び担当に担当部長及び参事を、課に主幹、課長補佐、主幹補佐、指導主事、上級主査、主査、上級班長、主任及び班長を置くことができる。</p> <p>3 別表第1の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。</p> <p style="text-align: center;">(平成元教委規則6・平成6教委規則8・平成7教委規則4・平成12教委規則4・平成13教委規則16・平成15教委規則7・平成16教委規則12・平成19教委規則4・平成21教委規則6・平成22教委規則4・平成23教委規則1・平成25教委規則4・一部改正)</p> <p>（教育機関における職）</p> <p>第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員</p>	<p>○藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和63年3月31日 教委規則第7号</p> <p>（事務局における職）</p> <p>第4条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第3条第1項に規定する機関をいう。)の部に部長を、課に課長を、<u>学校教育企画課</u>及び教育指導課に指導主事を置く。</p> <p>2 必要により、事務局に教育次長を、部及び担当に担当部長及び参事を、課に主幹、課長補佐、主幹補佐、指導主事、上級主査、主査、上級班長、主任及び班長を置くことができる。</p> <p>3 別表第1の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。</p> <p style="text-align: center;">(平成元教委規則6・平成6教委規則8・平成7教委規則4・平成12教委規則4・平成13教委規則16・平成15教委規則7・平成16教委規則12・平成19教委規則4・平成21教委規則6・平成22教委規則4・平成23教委規則1・平成25教委規則4・一部改正)</p> <p>（教育機関における職）</p> <p>第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員</p>

会訓令甲第1号)第8条に規定する機関をいう。)にその名称(藤澤浮世絵館、市民ギャラリー及びアートスペース並びに南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館を除く。)を冠した長を置く。

2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐、館長補佐、センター長、所長、指導主事、センター長補佐、上級主査、主査、上級研究主事、研究主事、上級班長、主任及び班長を置くことができる。

3 別表第2の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。

会訓令甲第1号)第8条に規定する機関をいう。)にその名称(藤澤浮世絵館、市民ギャラリー及びアートスペース並びに南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館を除く。)を冠した長を置く。

2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐、館長補佐、センター長、所長、指導主事、センター長補佐、上級主査、主査、上級研究主事、研究主事、上級班長、主任及び班長を置くことができる。

3 別表第2の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。

別表第2 (第5条関係)

改正後 (案)

指揮監督者の職	職	職の総称
部長又は参事	教育文化センター長 学校教育相談センター長 公民館長 図書館長	課長等
所長等	主幹	
教育総務課長	八ヶ岳野外体験教室長	課長補佐等
教育総務課長，教育指導課長，教育文化センター長 又は学校教育相談センター長	指導主事	
課長等	課長補佐，主幹補佐	

課長補佐等又は課長補佐等より上位の職	上級主査，主査，上級研究主事，研究主事，上級 班長
主査等又は主査等より上位の職	主任，班長

現行

指揮監督者の職	職	職の総称
部長又は参事	教育文化センター長 学校教育相談センター長 公民館長 図書館長	課長等
所長等	主幹	
学校教育企画課長	八ヶ岳野外体験教室長	課長補佐等
学校教育企画課長，教育指導課長，教育文化センター長又は学校教育相談センター長	指導主事	
課長等	課長補佐，主幹補佐	
課長補佐等又は課長補佐等より上位の職	上級主査，主査，上級研究主事，研究主事，上級 班長	主査等
主査等又は主査等より上位の職	主任，班長	主任等